



ゲノム編集食品について

(一社)北海道消費者協会は、昨年9月のゲノム編集技術応用食品の解禁から1年が経過したことを踏まえ、厚生労働省と農林水産省に対し、事業者からの届出の有無や市場への流通状況を確認しました。両省ともに、10月7日現在、「届出が完了した案件はない」と回答し、輸入品を含めてゲノム編集技術を使用した加工品を含む食品等は国内市場に流通していない、との認識を示しました。

ゲノム編集食品には現在、表示の義務がなく、道協会は、安全性を第一と考え、消費者が商品を選択できるよう表示の義務化を求めてきました。今後も、事業者からの届出状況などを注視し、国に対して引き続き、表示の義務化を求めていきます。

厚労省、農水省からの回答概要は別紙を参照ください。

※このニュースリリースは、道政記者クラブ、経済記者クラブに配布しています。

問い合わせ
北海道消費者協会
総務・組織連携G
電話 011-221-4217

(別紙)

厚生労働省、農水省への聞き取り概要は次のとおり。

厚生労働省（医薬生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室）

質問	ホームページにゲノム編集技術応用食品の記載がないので、届出が完了した案件はないか。
回答	10月7日時点において、届出されたゲノム編集技術応用食品等はない。
質問	輸入品を含めてゲノム編集技術を使用した農産物、水産物、畜産物の生鮮品とその加工品は市中に出回っていないのか。
回答	国内には、まだ出回っていないものと承知している。
質問	ゲノム編集技術が使用されているかどうかの判別技術は一年間で進歩したのか。
回答	ご指摘のような技術は、まだ開発されていないものと承知している。
質問	届出制がスタートした時は、すぐに届出が完了し市中にゲノム編集食品が出回る気配があったが、実際は1年経過しても届出が完了した案件はない。何か背景となる理由があるのか。
回答	個々の開発者の事情によるものと考えられるので、厚生労働省では承知していない。
質問	事前相談は現在も寄せられているか。
回答	事前相談は受け付けているものの、開発者等の情報保護のため、その件数や詳細については回答を控えたい。
質問	年度内に届出が完了する予定はあるか。
回答	今後の予定については、回答を控えたい。

農林水産省（消費・安全局農産安全管理課組換え体企画班）

質問	ホームページにゲノム編集技術の利用により得られた生物の記載がないので、届出が完了した案件はないか。
回答	届出が完了した案件はない。
質問	輸入品を含めてゲノム編集技術の利用により得られた種や苗、稚魚は流通販売されていないのか。また、国内で栽培、養殖などは行われていないのか。
回答	流通販売されていないと考えてよい。また、国内では研究を除いて商業栽培などは行われていないと考えてよい。

農林水産省（食料産業局食品製造課基準認証室規格第1班）

質問	昨年より有機 JAS ではゲノム編集技術を利用した生物を対象としない方向で改正の検討が進んでおり、パブリックコメントの募集も行われていたが、その後、改正状況はどうなっているか。
回答	改正されていない。日本農林規格調査会で継続審議になっている。パブリックコメント募集時から大きな方向性は変わっていないが、いつ改正になるか見通しは立っていない。